

令和 6 年度

第 1 回本巢市地域公共交通活性化協議会

協議資料

会長、副会長及び監事の選任について

会 長： _____ 委員

副会長： _____ 委員

監 事： _____ 委員

【参考】

本巢市地域公共交通活性化協議会規約より

(役員)

第 6 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
 - (2) 副会長 1 人
 - (3) 監事 1 人
- 2 会長、副会長及び監事は、委員の中から選任する。
 - 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 監事は会計を監査し、結果を会長に報告しなければならない。
 - 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

本巣市地域公共交通活性化協議会

第 2 号議案

本巣市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

【現行】

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は本巣市文殊 3 2 4 番地、本巣市役所内に置く。

【改正案】

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は本巣市早野 2 5 5 番地、本巣市役所内に置く。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 1 月 日から施行し、令和 6 年 7 月 1 6 日から適用する。

本巢市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 本巢市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、本巢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は本巢市早野255番地、本巢市役所内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域公共交通の利用者
- (3) 公共交通事業者及びその事業用車両の運転者が組織する団体
- (4) 関係する経済団体
- (5) 警察（公安委員会）
- (6) 関係行政機関
- (7) 本巢市
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

- 2 会長、副会長及び監事は、委員の中から選任する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は会計を監査し、結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議及び資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員は、この限りでない。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
- 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は本巢市総務部総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月27日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年11月 日から施行し、令和6年7月16日から適用する。

令和5年度事業報告（案）

月	事業内容
4	
5	
6	第1回幹事会（6/14会議開催） ○報告事項 （1）市営バス運行利用状況について （2）本巣市市営バス（本巣・糸貫・真正地域）利用者アンケートの結果報告 ○協議事項 （1）副会長の選任（案）について （2）令和4年度事業報告（案）及び決算（案）について （3）令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について （4）新庁舎開庁に伴う市営バス（本巣・糸貫・真正地域）の路線編成について （5）市営バス「根尾能郷線」のバス停の新設とダイヤ改正について （6）市営バス（根尾地域）のデマンド運行検討協議について
7	
8	
9	
10	第1回協議会（10/24会議開催） ○会議内容は第1回幹事会にて協議した事項
11	
12	
1	
2	第2回幹事会（2/1会議開催） ○報告事項 （1）新庁舎開庁に係る本巣市市営バス路線再編について （2）本巣市市営バスの利用状況について （3）岐阜バス大野穂積線の利用状況について （4）樽見鉄道の利用状況について （5）本巣市地域公共交通計画の進捗状況について （6）本巣北部地域への公共交通に関する市民アンケート調査の実施について ○協議事項 （1）本巣市市営バス（本巣・糸貫・真正地域）利用者アンケートの実施について 第2回協議会（2/26会議開催） ○会議内容は第2回幹事会にて協議した事項
3	

令和5年度決算書(案)

＜歳入の部＞

(単位:円)

款	項	目	予算額	予備費支出及び流用増減	現行予算額	決算額	比較	備考
補助金	補助金	補助金	0	0	0	0	0	
負担金	負担金	負担金	38,000	0	38,000	38,000	0	本巢市負担金
計			38,000	0		38,000	0	

＜歳出の部＞

(単位:円)

款	項	目	予算額	予備費支出及び流用増減	現行予算額	決算額	比較	備考
運営費	会議費	会議費	31,000		31,000	21,755	△ 9,245	報償費 18,000円 会議用お茶 3,755円
	事務費	事務費	7,000		7,000	3,300	△ 3,700	振込手数料 3,300円
	事業費	事業費	0		0	0	0	
計			38,000	0	38,000	25,055	△ 12,945	

歳入合計	38,000
歳出合計	25,055
歳入－歳出(市返還額)	12,945

会計監査報告書

本巢市地域公共交通活性化協議会における令和５年度に係る歳入歳出の予算執行
状況及び関係書類等の適否について監査の結果、いずれも正確に処理されていること
を認めます。

令和６年３月２１日

本巢市地域公共交通活性化協議会

監事 樽見鉄道株式会社 道合 智

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

令和6年度事業計画（案）

月	事業内容
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	第1回協議会 ○協議事項 （1）会長、副会長及び監事の選任について （2）令和5年度事業報告（案）及び決算（案）について （3）令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について ○報告事項 （1）市営バス運行利用状況について （2）令和5年市営バス（本巣・糸貫・真正地域）利用者アンケート調査結果報告
12	
1	第1回幹事会 ○本巣市営バス利用者アンケート調査の実施について ○その他
2	第2回協議会 ○本巣市営バス利用者アンケート調査の実施について ○その他
3	

令和 6 年度予算（案）

<収入の部>

（単位：千円）

款	項	目	令和 6 年度 予算額	令和 5 年度 予算額	増減額	摘 要
負担金	負担金	負担金	3 8	3 8	0	本巢市負担金
計			3 8	3 8	0	

<支出の部>

（単位：千円）

款	項	目	令和 6 年度 予算額	令和 5 年度 予算額	増減額	摘 要
運営費	会議費	会議費	3 1	3 1	0	報償費 24千円 委員 3 名及び監事 1 名に対する もの（ただし、行政関係機関の 者及び事業者を除く） 飲物代 7千円 協議会・幹事会開催に係るもの
	事務費	事務費	7	7	0	通信運搬費 消耗品費、役務費など
	事業費	事業費	0	0	0	
計			3 8	3 8	0	

※ 支出予算の款項目間の流用は、協議会財務規程第 5 条に基づき会長において行うことができる。